総 行 過 第 21号 令和 6 年 3 月 28日

各都道府県担当部局長 殿 (財政担当課・市町村担当課扱い) (地域振興担当課扱い)

総務省自治行政局過疎対策室長 (公印省略)

過疎地域等における集落対策の推進要綱の改正について(通知)

平素より過疎対策に係る施策の推進について御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

過疎地域等における集落対策の推進要綱(平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号)の一部を別添のとおり改正しましたので、 御了知のうえ取扱いに遺漏のないように配慮願います。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別添) 新旧対照表

(参考) 過疎地域等における集落対策の推進要綱(改正後)